

# ○京都府立大学研究成果有体物取扱規程

(平成 27 年京都府立大学規程第 1 号)

(目的)

**第 1 条** この規程は、京都府立大学（以下「本学」という。）における研究成果有体物の取扱い等を定めることにより、研究成果有体物の適正な管理、外部機関等との円滑な研究協力及び本学の研究促進を図ることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法人」とは、京都府公立大学法人をいう。
- (2) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。ただし、法人と雇用関係のない者については、この規程の適用を受けることを合意した者を対象とする。
  - ア 教職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）
  - イ 特任教員、共同研究員、日本学術振興会特別研究員、研修員及び研究生
  - ウ 学生
  - エ その他本学において研究に従事する者
- (3) 「外部機関」とは、本学と共同研究を行う者、本学に研究を委託する者、その他本学に所属する者以外の企業その他の団体及び個人をいう。
- (4) 「研究成果有体物」とは、教職員等が、本学の資金、施設、設備その他の資産を用いて行った研究の結果又はその過程において創作、抽出又は取得(以下「作製」という。)した、次の各号のいずれかに該当する学術的・財産的価値のある試薬、材料、試料（微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新材料、土壌、岩石等）、実験動物、試作品、モデル品、実験装置並びに各種研究成果情報を記録した電子記録媒体及び紙記録媒体等をいう。

(ただし、著作物を除く。)

  - ア 研究等の際に作製されたものであって、研究等の目的を達成したことを示すもの。
  - イ 研究等の際に作製されたものであって、前号に定めるものを得るために利用されるもの。
  - ウ 第 1 号又は前号に定めるものを作製する際に派生して創作され、又は取得されたもの。
- (5) 「作製者」とは、研究成果有体物を作製した教職員等をいう。
- (6) 「提供」とは、研究成果有体物を有償又は無償で外部機関等に譲渡又は貸与することをいう。

(帰属)

**第3条** 研究成果有体物は、原則として法人に帰属する。ただし、本学に帰属させないことが適切であると認められるものについては、この限りでない。

(管理等)

**第4条** 教職員等は、研究成果有体物を作製等したときは、当該研究成果有体物を法令等に基づき、その特性に応じて適切に管理又は使用しなければならない。また、各所属の所属長は、その所属内の研究成果有体物の管理又は使用についての責任を負う。

2 学長は、各所属における研究成果有体物の管理について統括するものとする。

(届出)

**第5条** 教職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ所属長に申し出なければならない。所属長は、申出を適用と認める場合、研究成果有体物提供・受入届出書（別記第1号様式）により学長に届け出て、承認を得るものとする。

(1) 教職員等が研究成果有体物を外部機関等に有償で提供しようとするとき。

(2) 外部機関に研究成果有体物を無償で提供する場合（分析依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託を除く。）

(3) 外部機関から研究成果有体物の提供を受ける場合（市販されている物を購入する場合は含まない。）

(4) 学長が別に定めるとき。

(教職員等の異動等)

**第6条** 教職員等は、異動、退職、卒業、退学等により本学における身分を失い、又は長期間に亘って出向、出張等する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、所属長を通じて学長に届け出て承認を得るものとする。

(1) 当該教職員等が作製等又は管理する研究成果有体物を本学で引き続き使用することを希望するとき。

(2) 当該教職員等が当該研究成果有体物について本学以外で引き続き使用することを希望するとき。

2 教職員等が、外部機関から本学への異動に伴い、本学に研究成果有体物を持ち込む場合には、所属長を通じて学長に届け出て承認を得るものとする。

(提供等の契約)

**第7条** 学長は、第5条の規定による届出を受けて、研究成果有体物を外部機関に提供し、又は外部機関から提供を受けることを認めた場合には、当該外部機関と契約を締結し、必要に応じ、契約書その他の書面を作成するものとする。この場合において、当該研究成果有体物が知的財産権等の権利の対象となることが明らかである場合は、契約を締結するにあたり、当該権利に配慮して契約を締結するものとする。

(提供及び受入れの禁止)

**第8条** 教職員等は、研究成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを外部機関に提供し又は提供を受けてはならない。

- (1) 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)その他の関係法令、生物の多様性に関する条約(平成5年条約第9号)その他の条約及び国の定める倫理指針等に違反するとき。
- (2) 法人及び本学の規則、規程等に違反するとき。
- (3) 本学又は教職員等を当事者とする外部機関等との契約において第三者に提供すること又は第三者から提供を受けることが禁止されているとき。
- (4) 個人の情報が特定され得るとき。
- (5) その他学長が提供し又は提供を受けることが適当でないと判断したとき。

(収入の配分)

**第9条** 第5条第1号の場合において、法人が収入を得たときは、その収入額の50%を有体物の作製者に、25%を作製者の所属する学部又は研究科に配分するものとする。

(守秘義務)

**第10条** 教職員等は、研究成果有体物に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表又は開示してはならない。

- (1) 公表又は開示することにより、法人を出願人又は申請者に含む特許出願等に係る特許権等を取得できなくなるおそれがあるとき。
- (2) 法人及び教職員等が、外部機関等との契約上、守秘義務を課されているとき。

(その他)

**第11条** この規程に定めるもののほか、研究成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

学 長 様

所属長

職 名

氏 名

印

成果有体物提供・受入届出書

成果有体物	名称・数量		
	形態	<input type="checkbox"/> 有償提供（           円） <input type="checkbox"/> 無償提供 <input type="checkbox"/> 受   入	
作製者又は受領者	所 属 名 職       名 氏       名		
成果有体物の使用目的			
提供（受入）希望者・機関情報	機 関 名 住       所 代 表 者 の 職 ・ 氏 名		
	担 当 者	氏名	連絡先
			TEL. ; E-mail ;
所属長意見			